

て夜の明んとする時、眼覺て見れば女はをらず、楮は廁へや往たらんと思へども歸り來ねば、訝りて立出見るに、廁にもをらず、四方の戸は内より固く鎖しつゝ、人の出たる容はなし、こゝに於て大に訝り、その家内を呼起し、云々のよしをいひ家の隅々探せども、彼美人の影だに見えず、防めて知る、この男が淫虐の虚に乗じ狐の誑かしたりとは、夫より後かの男は心地あしとて籠り居しが、三十日も過ぎるまに、竟に亡人の數にいりぬ、これ精氣を狐の爲に奪はれたる故なりと、その頃人のいひあへり、慎まずんばあるべからず、

〔嬉遊笑覽禽十二〕乘穗錄に、遠州にてくだ狐の人につくことあり、其人なままそを食して餘物を食せず、尾州にて云ふかまいたちとの對なり、

狐魅治法

〔本朝食鑑十一〕狐〇中

人病傷寒發狂、或每思慮勞心而發病、或產死之後作怪、或夜忤嬰兒之類、多是狐妖之所爲、而鬼之所乘也、大抵狐之所妖惑者、兒女及男性昏愚氣怯狂燥之人也、其遭妖怪而惑者、輕淺則巫祝禳而去、狐精入皮膚之間、作瘤塊狀、能察之者、強握出刺針及小刀、則去、又放田犬猛逸者、則犬識狐氣、頻吠欲嚙亦去、其深重則經年不去爲廢人、其有宿怨而不去、竟至奪命、或曰狐化作女與人通、則其人死、若其人不死、則狐反死、然於理未詳、又曰被惑狐妖者、先於疑似之際、煎檜葉令服之、則狐妖者太嫉忌、爭而不服之、眞病者雖嫌臭味而能服之、是有此理爾、

〔大和本草十六〕狐〇中 狐ノ人ニツキテ爲狂ニ、狼糞ヲタキテ鼻ヲフスベ、或薄茶一服ホド令飲

之、又海鷓魚ノ尾ヲ用テ、病人ヲサスベシ、有效ト云、

〔和漢三才圖會三十八〕狐〇中

試狐魅其邪氣入肩脇皮膚間、必有塊、診其脈浮沈不定、其拇指多震也、能察之者、刺火鍼則去、或先疑似之間、煎檜葉令服之、狐妖者不曾吃、眞病者雖嫌臭味而能吃、